

(仮称) 調布市防災・スポーツレクリエーション推進地区内における
建築物の制限の緩和等に関する条例（案）について

1 制定の理由

この条例は、良好な住環境を保全しつつ、防災・スポーツレクリエーション機能を有する地区にふさわしい土地利用を誘導するため、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第2項の規定による建築物の建築の制限の緩和並びに法第50条の規定による建築物の敷地及び構造に関する制限について必要な事項等を定める。

2 制定の背景

留保地は、調布市西町に位置し、周辺には、味の素スタジアムや武蔵野の森公園などが立地し、多摩地域の一大スポーツ拠点が形成されている。

留保地を活用した施設の整備については、平成20年3月に「調布基地跡地留保地利用計画」を策定し、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」としての活用を目指している。

利用計画策定以後、留保地の具体的な活用の方向や事業化について継続的に検討を行ってきたが、当初想定していたとおりの進捗による利用計画の実現には至っていなかったが、これまでの間、市内におけるスポーツ振興をはじめ、多岐にわたる分野で連携事業を重ねる中で強いパートナーシップを築いてきたFC 東京と連携して留保地の活用による施設整備の実現を目指すこととなった。

留保地の整備に当たっては、令和7年12月に「調布基地跡地留保地施設整備

基本計画」を策定し、本基本計画に基づいて施設整備を推進していくが、整備を予定している施設について、都市計画上の課題があり、用途規制の緩和を行うことから、周辺環境の保護等を図るために建築物等に対する必要な制限を条例で定める必要がある。

3 検討経過

(1) これまでの経過

令和8年1月 第1回調布基地跡地留保地の活用による施設整備に伴う
都市計画変更に関するオープンハウス

令和8年2月 第2回調布基地跡地留保地の活用による施設整備に伴う
都市計画変更に関するオープンハウス

(2) パンフレット等

第2回調布基地跡地留保地の活用による施設整備に伴う都市計画変更に関するオープンハウスパンフレット

4 条例案

別紙のとおり

5 公布日（予定）

令和8年10月